

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念

計画の理念については、久喜市障がい者計画に定める以下の基本理念を継承するものとします。

ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり

障害者基本法の基本理念である、「連帯（ノーマライゼーション）」と「復権（リハビリテーション）」の2つの理念を踏まえ、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の考え方に基づき、障がいのある人もない人もすべての人がともに生き、ともに安心して暮らせる新しい共生社会をめざします。

「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）

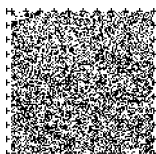
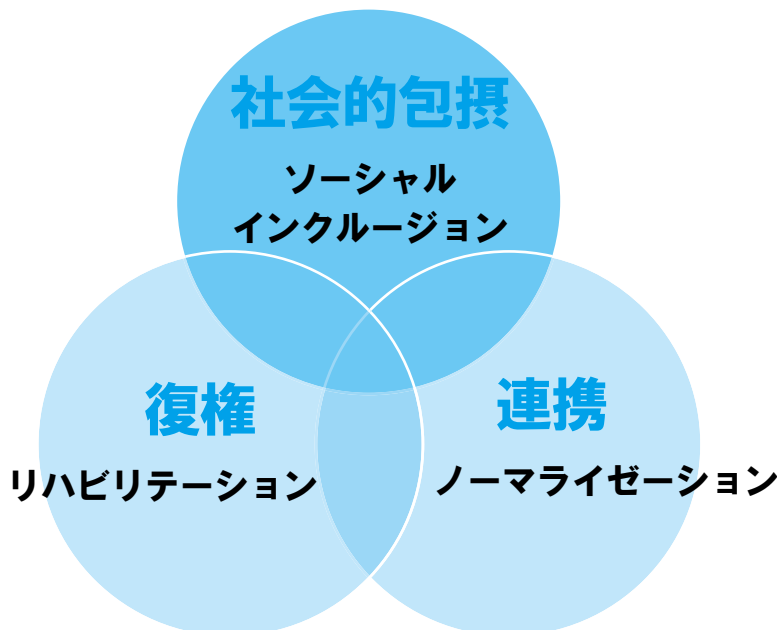
人と人との新しい「つながり」を求めて、障がいのある人もない人もすべての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方

「連帯」（ノーマライゼーション）

障がいのある人もない人も地域で生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方

「復権」（リハビリテーション）

ライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復獲得をめざすという考え方



2 計画の目標

第4期久喜市障がい福祉計画では、以下の3つを計画の目標として取り組みます。

1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

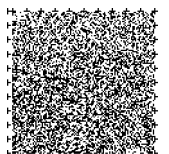
障がい者が自己の選択により、多様なサービスを適切に利用できる体制づくりを進め、地域における障がい者の生活を総合的に支援します。

2) 新たな課題に対応したサービス基盤づくり

難病患者等に対する支援や施設・病院から地域生活への移行支援など、新たな課題に対応し、福祉・保健・医療分野をはじめとするさまざまな分野が相互に連携して、障がい者の生活を支えるサービス基盤の整備を進めます。

3) 地域生活のための支援の充実

障がい者の就労等を通じた社会参加の機会を確保し、障がい者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、必要な支援の充実に努めます。



3 障がい者福祉の推進課題

久喜市の障がい者福祉を推進していくため、以下の4つを課題として取り組んでいきます。

1) 精神障がい者の地域移行支援

入院中の精神障がい者が退院し地域で生活していくためには、障がい者とその家族を支える医療、保健、福祉等の連携・協力が不可欠なことから、今後、精神障がい者の支援に関わる関係機関、専門家による支援体制や対応手順の構築など、精神障がい者の地域移行支援を進めていきます。

2) 難病患者に対する支援

難病とは、1) 発病の仕組みが明らかではない、2) 治療方法が確立していない、3) 長期の療養を必要とする、4) 患者数が人口の0.1%以下、5) 客観的な診断基準が確立している、の5つの要素を満たす疾患といわれ、特定の疾病に対する医療面での支援や経済的支援、国・県レベルでの相談支援などが行われてきました。障害者総合支援法の対象として難病患者も含まれるようになったことから、今後は障害福祉サービスの対象となる難病の範囲などの経過を踏まえながら、必要な人に必要なサービスが提供されるよう努めていきます。

3) 発達障がいなど障がい児に対する支援

「久喜市子ども・子育て支援事業計画」では、「特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策」のなかで、障がい児支援として「障がいや発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、児童福祉法に基づく障がい児サービスや療育を受ける機会の拡充を図る」としています。

障がい福祉計画においても、児童福祉法による障害児通所支援サービスを位置づけるとともに、子ども・子育て分野と連動した切れ目のない支援体制づくりに努めていきます。

4) 地域生活支援拠点の整備

第4期障がい福祉計画では、国の指針において「平成29年度末までに障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一箇所整備することを基本とする」とされていますが、国から拠点としての役割や機能等が具体的に示されていないことから、今後の国・県の動向をみながら、久喜市にふさわしい拠点のあり方を検討していくこととします。

